

2020年2月13日

大木製薬株式会社

信頼性保証本部 橋本 光司



輸出貿易管理別表 非該当証明書

当社が製造および販売する下記商品が、輸出貿易管理令別表第1（16項を除く）及び別表第2に基づく輸出規制の対象となる物質又は技術であるが調査した結果を下記の通り回答します。

記

製品名	判定	該当の場合はその物質名及び含有量%
ウイルオフ 3g及び20g	非該当 注1)	

注1) 本品は亜塩素酸ソーダ混合物であり、輸出貿易管理令別表2の21の3項および35項35の3項のいずれにも該当しません。

なお、本製品はキャッチオール規制（16項目）対象物質です。（第38類 各種の化学工業製品）

以上